

県南広域振興局長告示第102号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年7月5日

県南広域振興局長 田村均次

児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310900048	一関市かるがも教室	一関市末広二丁目2番28号	一関市幸町2番25号	平成23年4月1日